

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、健全で透明性が高く、効率的で開かれた経営を実現することにあります。そのためには、少数の取締役による迅速な意思決定及び取締役相互間の経営監視とコンプライアンスの徹底、株主等のステークホルダーを重視した透明性の高い経営、ディスクロージャーの充実とアカウンタビリティの強化が必要と考えております。当社は、取締役の任期を1年とし、毎年株主による信任の機会を設け、緊張感を持った経営を行い、ガバナンスの強化・定着に努めております。また、重要な経営情報等について、タイムリーかつ適切な情報開示を行うとともに、ステークホルダーと双方向のコミュニケーションを行うことにより、経営の透明性を高め、市場との信頼関係を構築することに努めていく方針であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
WDBホールディングス株式会社	1,713,000	74.97
WDBココ従業員持株会	21,300	0.93

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無 更新	WDB ホールディングス株式会社 (上場:東京) (コード) 2475
------------------------	-------------------------------------

補足説明 更新

当社の親会社はWDBホールディングス株式会社であります。

大株主の状況の所有割合は、直前事業年度末の株主名簿に当事業年度に発生した株式分割、募集株式の発行、上場に際する公募・売出し、並びにWDBココ従業員持株会の親引けによる取得株式数を反映させたものとなっております。また、公募・売出しによって新規に株式を取得された株主の中で上位10位に入る株主が生じている可能性があります。そちらは反映しておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 マザーズ
-----------------------------	---------

決算期	3月
-----	----

業種	サービス業
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	100人以上500人未満
-------------------------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

親会社であるWDBホールディングス株式会社は支配株主に該当しており、取引関係も存在します。これらの取引関係については、その取引が事業上合理的であるか、取引条件が妥当であるか、少数株主の権利を害することはないかについて関連当事者取引管理規程に基づいて、取締役会の諮問機関である関連当事者取引検証委員会で各委員の意見を確認の上、取締役会で審議し判断を行っております。

当社は、親会社グループとの取引を削減していく方針ですが、今後も継続する取引及び新たに取引を行う場合は、その取引の合理性及び条件の妥当性については、取締役会の諮問機関である関連当事者取引検証委員会において、事業上の必要性及び他社との取引条件等を比較しその妥当性の検証を行なった上で、その意見表明に基づいて、当社にとって不利益となる場合は条件の見直し、解約を親会社と交渉を行い、取締役会で承認を行うこととしています。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

(1) 親会社の影響力について

現状、当社の事業展開にあたっては、親会社であるWDBホールディングス株式会社の「関係会社管理規程」に基づき、業務執行における報告事項及び事前承認事項が定められておりますが、2019年6月24日付で、WDBホールディングス株式会社との間で、当社株主としての権利を除き、当社が東京証券取引所マザーズ市場に株式上場する日をもって当該「関係会社管理規程」の適用除外とする旨の覚書を締結しており、「関係会社管理規程」に定められている報告事項及び事前承認事項は解消されます。

(2) 親会社グループにおける当社の位置付けについて

親会社グループは、化学・バイオ分野を中心とした理学系研究職派遣、機械・電子分野を中心とした工学系技術職派遣を行う「人材サービス事業」、医薬品・医薬部外品等の基礎研究における実験業務と臨床試験以降の開発業務の代行・支援を行う「CRO事業」、ガスインジェクション装置などの製造・販売や、インターネットを利用した新たなビジネスモデルを創出する「その他事業」、親会社グループの支援を行う「グループ戦略補助事業」からなります。

当社は、親会社グループにおけるCRO事業に属しており、安全性情報管理サービスを主軸とした医薬品・医療機器の開発支援を行っております。グループ全体の中核事業は人材サービス事業(売上高構成89.4% 2019年3月期)であり、CRO事業は8.8%(2019年3月期)で中核事業には当たりません。また、グループの兄弟会社でCRO事業に属するWDB臨床研究株式会社、株式会社コーブリッジ、WDBケミカルラボラトリー株式会社は、医薬品開発の流れに対して、各社の専門領域の分野に特化してそれぞれ独立した業務展開を行っており、当社はグループ内の一事業部門としての位置づけではなく、CRO事業各社とは棲み分けを行った展開をしております。現時点において、これら親会社グループ、CRO事業各社との間に競合関係は生じておらず、今後も競合等が想定される事象はないものと当社は認識しております。しかしながら、将来において親会社の事業戦略や当社の位置付け等に著しい変更が生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社としては、医療業界、製薬企業の変化、市場、競合他社の変化に対して対応した事業展開を行うにあたって、自社独自の判断による機動的な投資と資金調達力の強化、社会的信用力の獲得による顧客層の拡大と優秀な人材の確保の機会の増大が重要であると判断し、上場を選択しております。

(3) 親会社との人的関係について

本書提出日現在、取締役(非常勤)である中野敏光は、親会社代表取締役社長及びWDB株式会社代表取締役社長を兼務しております。同氏については、長年の事業経験における豊富な経験をもとに、その知見の活用及び当社の事業に関する助言を得ることを目的として就任しており、当社独自の経営判断を妨げるものではなく、当社の経営執行に与える影響は限定的であると認識しております。また、取締役会の諮問機関として関連当事者取引検証委員会及び指名報酬委員会を設置し、独立性の確保に努めるとともに、より一層の経営監視体制の強化、経営の透明性の確保が必要であると認識しており、独立役員資格を満たす社外取締役の増員を検討しています。また、当社はWDB株式会社から1名の出向者を受け入れております(本書提出日現在)が、いずれも当社の重要な役職には就いておりません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	9名
定款上の取締役の任期 更新	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1名

会社との関係(1) 更新
--

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
横川 堅太	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新
--

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
横川 堅太			公認会計士・税理士として財務及び会計に関する専門的な知見を有しており、また他社の企業経営や社外監査役も経験し、企業経営についての十分な見識を有しているため、当社の社外取締役としてその職務を適切に遂行していただけのものと判断しております。 また、同氏は独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないため、独立役員として適格であると判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 **更新**

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	取締役会の諮問機関としての任意の指名報酬委員会	5	0	1	1	0	3	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	取締役会の諮問機関としての任意の指名報酬委員会	5	0	1	1	0	3	社外取締役

補足説明 **更新**

指名報酬委員会は取締役会の諮問機関と位置付けており、代表取締役社長、独立社外役員3名、常勤監査役に構成され、委員長は社外監査役である大井理が務めております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数 更新	4名
監査役の数 更新	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 **更新**

常勤監査役と内部監査人は相互に監査計画や監査書類の閲覧や情報の共有を通じて緊密に連携を行っており、内部監査の指摘は監査役会で報告を受けて、意見交換をしています。監査役と会計監査人との間で、定期的な会合が開催されており、監査上の問題点や経営課題を共有して、意見交換が行われております。定期的に、監査役、会計監査人及び内部監査人が一同に会し、各監査の監査計画・監査結果の報告、相互連携の強化に努めており、それぞれの監査において発見した内部統制上の問題点を共有しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数 更新	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数 更新	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大井 理	弁護士													
小出 敏彦	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大井 理			弁護士としての豊かな経験と高い見識に基づき、広範かつ高度な視点で業務執行の適法性をチェックし経営に対する監督に適任であると考慮して選任しております。また、同氏は独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないため、独立役員として適格であると判断し、独立役員に指定しております。
小出 敏彦			公認会計士・税理士として財務及び会計に関する専門的な知見を有しており、また他社での社外監査役も経験しており、執行部門に対する監査機能強化を期待して選任しております。また同氏は独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないため、独立役員として適格であると判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 **更新** 3名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員全員を独立役員として指定しております。現状において、独立役員の資格を満たす社外取締役1名を独立役員にしておりますが、より一層の経営監視体制の強化を図り、今後はより一層、経営監視体制の強化、経営の透明性の確保が必要であると認識しており、2020年6月の定時株主総会で独立役員の資格を満たす社外取締役の増員を検討しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 **更新** ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社に対する経営参画意識を高め、企業価値向上と経営品質の向上へのインセンティブを一層高めることを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者 **更新** 社内取締役、社内監査役、従業員

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社は上記の付与対象者に、業績及び経営品質の向上に対する意欲を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 **更新** 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、報酬の個別開示はしていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新** あり

役員の報酬については、株主総会で総枠の決議を得ております。取締役の報酬額については株主総会の決議の範囲内で、役員報酬規程に基づいて、原案を作成の上、指名報酬委員会で検討を行い取締役会に答申を行い、取締役会において決定することとしております。監査役の報酬額については株主総会において定められた範囲内で、監査役会で決定することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役または社外監査役を専任して補佐する担当者はおりませんが、経営管理部において取締役会開催日や決議事項の事前通知、資料の事前配布やその他の連絡事項の伝達などを適時行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 取締役会・役員体制

当社の取締役会は取締役5名(うち社外取締役1名)により構成されており、毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催し、経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行っております。取締役会には、監査役が毎回出席し、取締役の業務執行状況の監査を行っております。また、当社は、経営の健全性、透明性、効率性を確保するため、独立性のある社外取締役、社外監査役を選任し、経営監督機能を強化するとともに、執行役員制度の導入等により、意思決定及び業務執行の迅速化・効率化を図っての強化を図っております。

(2) 監査役会・監査役

当社は、監査役会設置会社であり、監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名の計3名(うち2名は社外監査役)で構成されております。監査役会では、監査方針・監査計画を策定し、各監査役は当該計画に従って取締役会の参加等を通じて監査しております。また、監査役会では各監査役の監査結果の報告を受けて審議しており、必要に応じて社長又は取締役会へ勧告・助言を行うこととしております。原則として監査役会は毎月1回、必要に応じて臨時に監査役会を開催しております。また、常勤監査役は、会計監査人及び内部監査担当者との情報交換を積極的に行うことにより情報の共有化に努め、監査の客観性、緻密性、効率性及び網羅性を高めております。

(3) 部長会

部長会は、各部の課題と改善策及び会社全体の運営方針を協議する場として、定例で月1回開催し、取締役、部長、監査役、その他特に指名された者を出席者としております。

(4) コンプライアンス・リスク管理委員会

コンプライアンス・リスク管理委員会は、リスク管理規程に基づき、リスク管理に関わる対応方針を協議する場として、定例で月1回開催しております。同委員会は委員長である代表取締役が任命した者を委員としています。

(5) 関連当事者取引検証委員会

当社はWDBホールディングス株式会社の子会社であり、同社の上場子会社となることから、一般株主との間に利益相反関係が発生するリスクが存在することを踏まえ、「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」に基づき、2019年8月より、関連当事者取引検証委員会を設置しました。関連当事者取引検証委員会は取締役会の諮問機関と位置付けており、独立社外役員3名にて構成し、委員長は社外取締役である横川堅太が務めております。全ての関連当事者取引は、本委員会より意見表明を受けた上で、取締役会で検証することとし、関連当事者取引に対する牽制体制を構築しております。

(6) 指名報酬委員会

当社はWDBホールディングス株式会社の子会社であり、同社の上場子会社となることから、一般株主との間に利益相反関係が発生するリスクが存在することを踏まえ、「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」に基づき、2019年11月より、指名報酬委員会を設置しました。指名報酬委員会は取締役会の諮問機関と位置付けており、代表取締役社長、独立社外役員3名、常勤監査役にて構成され、委員長は社外監査役である大井理が務めております。本委員会は取締役の人事及び報酬制度に関する審議・取締役会に対する答申を行うことにより経営の客観性と合理性を高め、企業価値の最大化を図ることを目的としています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役会設置会社であり、業務執行に対して、取締役会による監督と監査役による監査という二重のチェック体制を取っております。また、社外取締役及び社外監査役が、取締役会にて独立性の高い立場から発言を行い、客観的かつ中立的な立場から監督及び監視を行う一方で、監査役、内部監査人及び会計監査人が業務執行を把握できるよう連携を強化することで、社内外からの経営監視機能が十分に発揮される体制が確保できていることから、本体制を採用しております。

また、社内の統治体制の構築のため、コンプライアンス・リスク管理委員会、指名報酬委員会及び関連当事者取引検証委員会を設置しております。これら各機関の相互連携により、経営の健全性、効率性及び透明性が確保できるものと認識しているため、現状の企業統治体制を採用しております。なお、今後はさらに経営監視機能を強化すべく、2020年6月の定時株主総会で社外取締役1名の増員を検討しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の発送早期化に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、より多くの株主の皆様にご参加頂けるよう、開催日の設定に関しては集中日を避けるよう留意して取り組んでまいります。事務日程、会場の予約状況を勘案の上で、開催日を決定してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後、検討すべき事項として考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後、検討すべき事項として考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後、検討すべき事項として考えております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ上のIR サイト内に掲載する予定であります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会を開催し、代表取締役が業績や経営方針を説明することを検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの説明会を開催し、代表取締役が業績や経営方針を説明することを検討しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後、検討すべき事項として考えております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上のIR サイトに、決算情報、適時開示情報、などを掲載する予定です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「コンプライアンスマニュアル」を制定し、株主、お客様、ステークホルダーの立場を尊重する姿勢を定めております。迅速な意思決定及び業務執行を可能とする経営体制を構築とともに、経営の効率性を担保する経営管理体制の充実を図り、当社規程に基づいた健全なコンプライアンス体制を徹底することで、ステークホルダーの期待に応えられるよう事業を進める方針です。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は「コンプライアンスマニュアル」を制定し、環境保全活動、CSR 活動等の実施を尊重する姿勢を定めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページ、決算説明会等により、ステークホルダーに対する積極的な情報提供を行う方針です。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の取締役会で決議した「内部統制システム整備に関する基本方針」は以下の通りであります。

1. 取締役及び従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び従業員は、コンプライアンスマニュアル等の行動規範に基づいて、高い倫理感と良心をもって職務遂行にあたり、社会倫理、法令、定款及び社内諸規程を遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとるものとします。

取締役会は、取締役会規則、職務権限規程等の職務の執行に関する社内規程を定め、従業員は定められた社内規程に従い業務を執行します。

代表取締役直轄の内部監査人を設置し、内部監査規程に基づき、業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役に報告するものとします。なお、法令遵守に関する社内教育研修は経営管理部、研修グループが連携して行うものとし、法令遵守体制の整備及び推進に努めるものとします。

風通しの良い組織風土の維持に留意し、社内においてコンプライアンス違反行為の懸念がある時には、迅速な報告・連絡・相談が行われよう、従業員等からの情報を反映する内部通報制度を整備し、情報伝達経路を確保します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、職務執行に係る情報を文書又は電磁的情報により適切に記録し、文書管理規程に定められた期間保存・管理をするものとします。なお、取締役及び監査役は、これらの文書等を常時間覧できるものとします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程に基づきコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、当社のリスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図ることとし、リスクを一元的に俯瞰し、リスクを洗い出し、リスクを予防し、またリスクが現実化した場合は迅速かつ的確に対応することにより被害を最小限に食い止め、再発を防止し、企業価値の保全を図ります。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

コーポレートガバナンスの理念に基づき、取締役会規程等の経営基本事項に係る規程、組織・業務分掌規程、職務権限規程等の業務組織及び意思決定ルールを定める社内規程の運用により、適正かつ効率的に取締役の職務を執行できる体制を確保します。

取締役会を毎月開催し、月次決算及び業務報告を行い、取締役の職務執行状況の監督を行うとともに、重要な業務執行についての意思決定を行うものとします。また、経営会議については原則毎月開催し、日常の業務執行の確認や協議を行ない、取締役会への付議議案についての意思決定プロセスの明確化及び透明性の確保を図ります。

5. 当社ならびに親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の運営及び取引において親会社からの独立性を保つことを方針とし、親会社と当社の利益が相反するおそれのある親会社との取引を行うに当たっては、取締役会で審議のうえ、決定します。また、親会社と利害関係のない社外取締役ならびに社外監査役を置くことにより、親会社との業務の適正を確保します。なお、当社は子会社を有しておりません。将来において子会社を設置する場合には、必要な体制等を整備します。

6. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項内部監査人が協力するとともに、監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めたときは、会社は当社の従業員から監査役補助者を任命するものとします。

7. 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項及び当該従業員に対する監査役の指示の実効性に関する事項

監査役補助者を設置する場合には、その人事に関しては監査役会の同意を必要とし、当該従業員の人事評価及び人事異動等において予め監査役会と協議します。また、監査役より監査に関する業務指示を受けた当該従業員は、当該指示に関して取締役の指示を受けず、取締役から独立してその職務を遂行します。

8. 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制

取締役及び従業員は、監査役の求めに応じて当社の業務状況を報告します。取締役は、法令違反に加え著しい損害の発生その他当社の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある事実等を発見したときは、直ちに監査役に報告します。内部通報の内容が監査役業務の執行に必要な場合は同様に、監査役に報告します。

内部監査人は、内部監査の実施結果について、監査役に随時報告します。監査役は、必要に応じて代表取締役に対し、追加監査の実施及び業務改善策の策定等を求めます。

監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定過程及び業務状況を把握するため、必要に応じて重要な会議に出席し、また必要に応じ意見を述べます。

監査役は、随時稟議書その他業務執行に関する重要文書を開覧し、必要に応じて取締役または従業員に対してその説明を求めます。

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制監査役に前号の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けることを禁止し、その実効性を確保します。

10. 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行について生じる必要な費用は当社が負担するものとし、監査役の請求等に応じ速やかに前払い又は債務の処理を行います。なお、監査役は、当該費用の支出に当たっては、その適正性及び効率性に留意するものとします。

11. その他監査役が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役をはじめ全取締役は、監査役監査の重要性と有用性を認識し、監査に係る環境整備に努めます。

監査役は、代表取締役等と随時会合を持ち、経営方針を確認するとともに、監査上の重要課題及び内部統制等について意見交換を行います。

監査役は、内部監査人と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとします。

監査役は、自らの判断により、定期的に会計監査人より会計監査の結果を聴取するとともに意見交換を行い、必要に応じて監査法人の監査に立会い、また、監査業務を執行した公認会計士と協議の場を持つなどして、監査法人と相互の連携を高めるものとします。

12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との関係を一切遮断すると共に、これら反社会的勢力に対しては、全社を挙げて毅然とした態度で対応することを基本方針としています。

全社員の行動の規範となるコンプライアンスマニュアルにおいても反社会的勢力との関係遮断に関する規定を設け、全社員に対し周知徹底を図ると共に、反社会的勢力対応マニュアルにおいて具体的な体制整備の内容を定めています。経営管理部を主管部署として、日常の事業運営において、関係遮断・被害防止態勢の整備・強化を推進しており、反社会的勢力との関係遮断・被害防止のために、所轄警察署、特殊暴力防止対策連合会などの外部専門機関との連携体制の構築にも努めています。

13. 財務報告の信頼性を確保するための体制

「内部統制システム整備に関する基本方針」を定め、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の整備、維持、向上を図っています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社では、「コンプライアンスマニュアル」の「反社会的勢力への対応」において、反社会的勢力対応の基本と心構え、社内報告体制を記載し、「反社会的勢力対応マニュアル」を定めています。反社会的勢力に対しては事前及び事後の対応において一貫して毅然たる態度で臨み、その脅威に屈しないこととし、全社的な取組みを行っております。特殊暴力防止対策連合会に加入し、反社会的勢力から不当要求を受けた場合の対応部門を経営管理部とし、不当要求防止責任者を人事総務グループリーダーとすることで、所管警察署や弁護士等の外部専門機関との連携をとりながら対応しております。

反社会的勢力チェックのため、新規取引開始に際して、経営管理部が取引先等の反社会的勢力との関係の有無を日経テレコン21等の記事検索によって調査し、当該取引の相手方となる企業が反社会的勢力と関連のないことを確認したうえで取引を開始しております。また、重要性を勘案して抽出した取引先について、Google等のインターネット検索サイト及び新聞記事検索を利用して、年1回の定期調査を実施し、問題のないことを確認しております。

その他

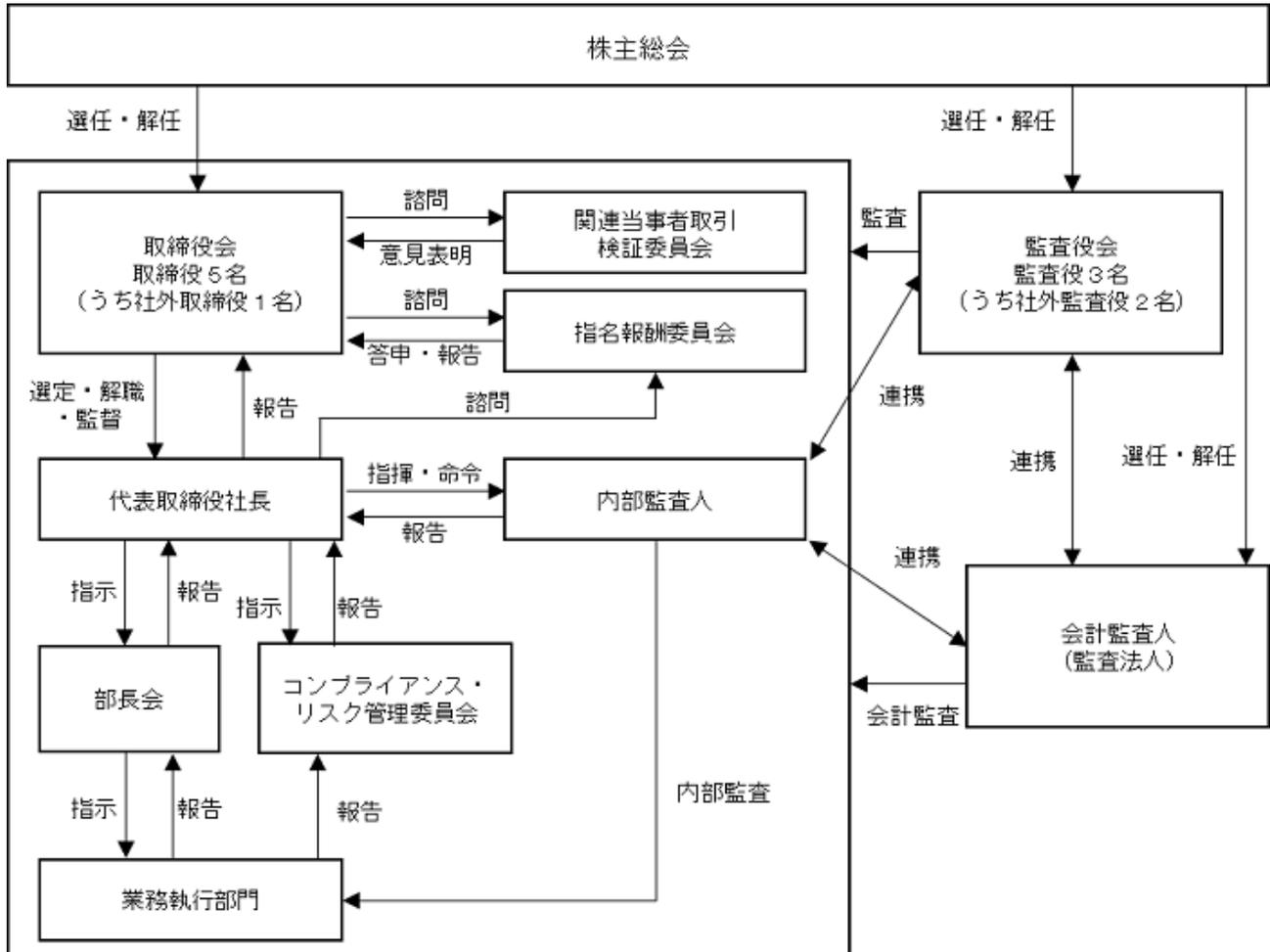
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

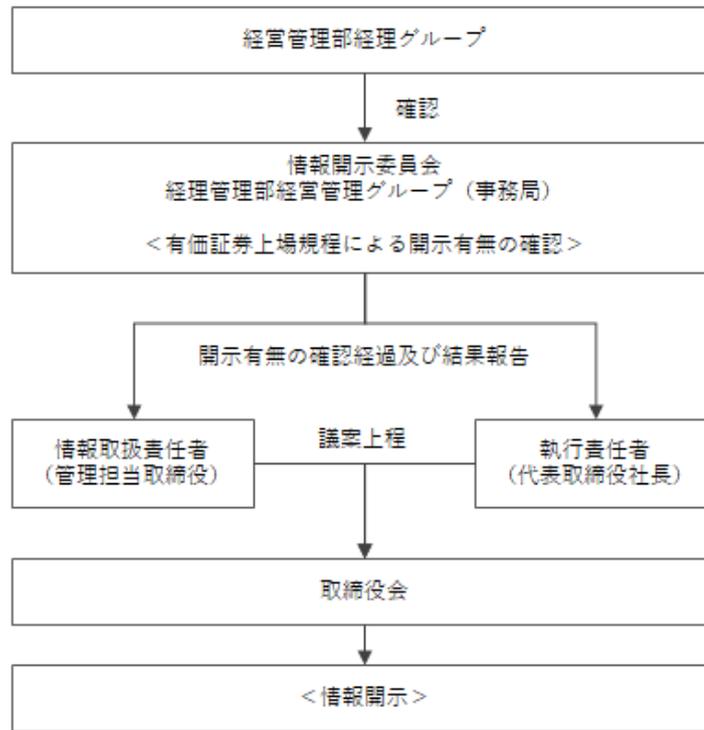
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



当社に係る決定事実・決算に関する情報等



当社に係る発生事実に関する情報

